

同一建物居住者に係る診療報酬の大幅引き下げの撤回を求める緊急署名にご協力をお願いします。

【FAX 送信先 全国保険医団体連合会：03-3375-1862】

厚生労働大臣 殿

国会議員 各位

同一建物居住者に係る診療報酬の大幅引き下げの撤回を求めます

医科の改定では、訪問診療料が、特定施設等（居住系介護施設等）における同一建物居住者、特定施設等以外の同一建物居住者については半減されました。また、在宅における計画的な医学管理を包括的に評価する「在宅時医学総合管理料」、「特定施設入居時等医学総合管理料」にも同一建物居住者に対し新たにこれまでの4分の1に切り下げた点数としました。

この内容では施設や在宅患者からの医療要求に応じることは困難だと悲鳴が次々と上がっています。特に認知症グループホームを中心に施設への在宅医療に取り組んでいる医療機関からは「一人医師だとこのような訪問体制はととても組めないために、結局4分の1への減算の選択しかなくなる」など、施設医療が危機的状況になるとの怒りの声が広がっています。

今回の改定でもっとも影響を受けるのは在宅医療にかかる患者です。このような実態にあわない改定が実施されれば、医療現場は対応できず、大混乱を引き起こすことは必至です。

この改定について厚生労働省は「不適切事例の適正化」のためと説明していますが、ペナルティは医療機関のみに向けられ、「患者紹介ビジネス」等を行っている業者への対応はいまだになされていません。

こうしたことから私たちは、以下の事項を強く要望します。

- 一. 同一建物居住者に対する大幅引き下げを撤回すること。
- 一. 「不適切事例」については、集合住宅等を所有又は管理する民間業者や患者紹介ビジネスを行う民間業者への指導・監督を強化するなど、診療報酬以外での対応を行うこと。

住所

医療機関名

私のひとこと

（改定による在宅医療に係る収入の変化、居住系施設入居者等への診療体制の変化、今回の在宅点数改定についてのご意見などをご記入ください）